

支援員制度 Q & A (よくあるご質問)

支援員制度とは？

自主事業の企画・実施や管理運営等に関する専門家(支援員)を直接、施設に派遣し指導・助言を行うものです。基本的に従事する職員を対象に指導・助言を受けることができる制度です。

どんなメリットがあるの？

一般的な研修会と異なり、施設がお持ちの個別課題をピンポイントに支援員と一緒に考えてもらうことができます。また、専門家とのパイプがなくても、そのきっかけづくりをすることができます。

公文協の会員でなくても支援員制度を利用できる？

どなたでも、ご利用いただけます。

支援員への謝金と交通費は？

原則、申込者様のご負担はありません。

申込の手続きは？

募集内容をよく読み、申込書(様式 1)と支援内容(様式 2)をメールでお送りください。特に、申込書の項目：
(1)現在の課題・問題点について、(2)支援希望内容については詳しくご記載ください。

利用したい。

でも、具体的に誰に来てもらえばいいのか分からない。

まずは、公文協の専門人材情報からお探してください。

専門人材情報 ⇒ <https://www.zenkoubun.jp/jinzai/index.html>

当てはまる方がいない場合、申込書に『マッチング希望』とご記載ください。公文協が支援員の選定をします。

採択された年度以外も支援員から指導助言を受けられる？

本制度はできるだけ多くの施設に活用していただき、各課題解決のきっかけづくりにお役立ていただくための制度ですので、採択年度以後の継続支援をお約束するものではありません。ただし、支援員の同意さえあれば、特に公文協を介さず直接コンタクトをとっていただいても構いません。



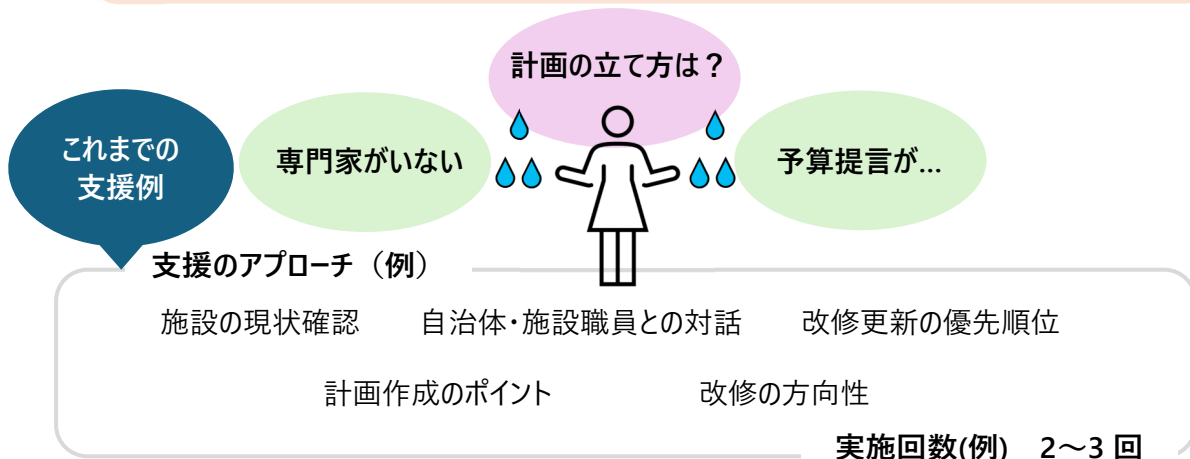
支援員制度のご案内 ～ご利用例のご紹介～

専門家（支援員）を直接、施設に派遣し指導・助言を行うものです。
施設がお持ちの個別課題を施設職員の皆さまと支援員で、共に考えます。

テーマ例 1

施設の老朽化、機材設備更新への対応は進んでいますか？

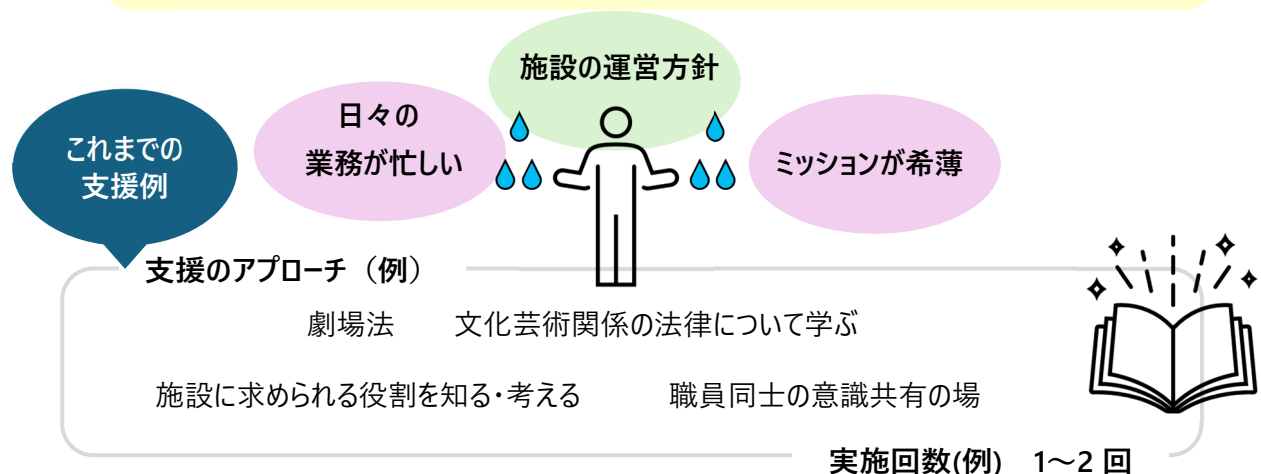
施設の **修繕・改修** 計画（個別施設計画等）の企画立案に関する指導助言



テーマ例 2

劇場の社会的役割について、確認をしてみませんか？

運営方針 等に関する指導助言



そのほかのテーマにもご利用いただけます

地域連携

事業企画

共生社会

etc.

↓これまでの支援員事業の報告書を掲載中です。ぜひご覧ください！

<https://www.zenkoubun.jp/support/advice.html#report>

支援方法は
応相談です

